

総合
研究

教育と法

教育と法
研究会

第22回 教員の淫行容疑逮捕に関する実名報道

星野 豊（筑波大学准教授）

学校の中で発生しうる最も解決が困難である

問題が、教員と生徒との性的関係についてであることは、周知のことと思われる。本稿では、

教員がいわゆる淫行条例違反容疑で逮捕され、その実名が報道されたことに対し、名誉毀損ないしプライバシー侵害を理由に、教員が報道機関を提訴するとともに、逮捕自体の不当性を主張して県警察を併せ提訴した事件を取り上げ、かかる事件が生じた場合における、学校としての対処のあり方について、改めて考えてみることにしたい。

1 事実関係

原告Xは、平成7年にZ県の教員として採用され、平成17年に本件A中学校に赴任し、同年7月頃から平成19年3月まで精神疾患により休職していたが、病状が回復してきたため、同年4月からA中学校に復職する予定であった。Xは、休職期間中も、A中学校に陸上競技の指導等に行くことがあったが、平成18年8月頃、同中学校3年生であったBと趣味の音楽活動を通

じて知り合い、親しくなった。

Z県警は、平成19年3月14日、「Xが、同年2月17日午前10時35分頃から午後6時6分頃までの間、Cホテルにおいて、Bが、満18歳に満たない者であることを知りながら、単に自己の性欲を満足させるために同女と性交し、もって、青少年に対しみだらな性行為をした」として裁判所に逮捕状を請求し、逮捕状の発付を受けて、Xを、Z県青少年保護育成条例、いわゆる淫行条例違反容疑で逮捕した。その後、Xは、同年3月17日から同年4月5日までZ県警に拘留され、4月5日に釈放された後、同年11月27日に起訴猶予処分となった。

Z県警のD次席は、逮捕の翌日である3月15日、県警記者クラブにおいて、記者会見を開き、本件逮捕の事実とXが容疑を否認していることを報道機関に公表したが、当初の発表では、Z県内の中学生と教諭であるとのみ告げ、Xの実名を明らかにしなかった。これに対して、報道記者らは、社会的に影響力のある事件であるにもかかわらず、被疑者の実名を公表しないのはおかしいと批判し、被疑者であるXの実名を公

表するよう求めた。これに対し、D次席は、「被疑者と被害者が同じ学校なので、被疑者の実名を明らかにすることは、被害者が特定され被害者への影響が大きい」と述べて、被疑者の実名の公表を拒否したが、記者らがなおも被疑者の実名の公表を求めたため、記者会見をいったん中断して県警本部長の決裁を仰いだ後、Xの実名と住所を公表した。この際、D次席は、被害者が特定されることを避けるため、XとBとが同一の中学校に在籍していることを報道するのは避けるよう要請した。また、D次席は、Xが「病気のため休職中」と説明し、病名については「個人的な問題」として明らかにしなかった。

報道機関であるY社らは、県警発表の同日におけるテレビニュース等において、Xの実名を含めて、本件逮捕の事実を報道した。その際、Y社のアナウンサーの一人が、「あきれた。しかもよりによって」と発言した。

他方、Xの弁護士であるE弁護士は、逮捕直後において、一部の報道機関に対し、Xが淫行条例違反容疑を否認していること、Xが精神疾患に罹患していたが、間もなく復職の予定であ

ること、復職の妨げとなるため、実名報道を控えて欲しいこと、等を要請したほか、Y社らによる前記各報道がなされた翌日に記者会見を開き、BからX宛の手紙等を開示しつつ、両者は真摯に交際しており、淫行条例違反に当たらないと主張した。

なお、Xが釈放された事実の一部の報道機関が報道したが、起訴猶予となった事実については報道が行われなかった。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY社らと相手取り、Xが逮捕されたことがXの実名を含めてY社らに報道されたことにより、Xの名誉が毀損されたと主張して、損害賠償約4500万円を請求したものである。

2 裁判所の判断

第一審である那覇地裁平成20年3月4日判決・平成19年(ワ)780号は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

「被疑者の実名報道は、匿名での報道と比較して、被疑者の名誉を著しく毀損し、その社会

的評価を格段に低下させるものであり、また事後的に無実であることが判明したとしても、その名誉を回復することは、真犯人が判明したことが広く報道されたような場合を除いて、極めて困難であることは公知の事実といってよいと思われる。また、実名報道が当該犯罪と無関係の被疑者の家族らの生活にも重大な支障を生じさせかねないものであることや、刑事裁判における無罪の推定原則からも、その当否については、かねて議論の存するところである。」

「しかしながら、我が国においては、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者について、実名報道を禁止する旨の少年法六一条の規定があるほかには、実名報道を禁止する法令の規定はない。また、最近では、比較的軽微な犯罪については、被疑者の氏名を匿名とした報道がされることが増加しているが、公務員、とりわけ公立学校の教諭の生徒に対する破廉恥罪については、実名報道がされることも決して少なくないのであって、このような報道のあり方は、青少年を指導する立場にあり、一般の公務員より一層高い倫

理性を要求される公立学校の教諭の職務の特殊性等に照らして相応の合理性があるといふべきである。したがって、公立中学校の教諭について実名報道をすることは、社会的に許容されているものと解される。」「そして、本件被疑事実は、公立中学校の教諭であるXが指導を受ける立場にある女子中学生に対し、みだらな性行為をしたというものであるから、YらがXが逮捕されたことを実名報道したことは、社会的に許容されるものであり、違法性を欠く」。

これに対して、第二審である福岡高裁那覇支部平成20年10月28日判決・判例時報2035号48頁は、名誉毀損については第一審の判断を引用しつつ、プライバシー侵害および本件各報道に関して、次のように判示した。

「実名を公表されない法的利益に関しては、①Xは、病気のため休職中ではあったものの、中学校教員として社会生活を営んでいたこと、②本件各報道は、Z県全域を対象に行われていること、③本件各報道は、一般の視聴者に対し、Xが逮捕されたということにとどまらず、Xが

本件被疑事実である本件条例違反の罪を犯したとの印象を与えかねないものであること、④したがって、逮捕された事実が実名で報道された場合には、Xが、事後的にその名誉を回復することは、實際上、極めて困難であること、⑤実名報道がされた場合には、その影響が本件被疑事実とは無関係なXの家族らの生活にも及ぶこと、などの点を考慮する必要がある。そして、これらの事情から判断する限り、Xは、本件被疑事実により逮捕されたことが実名で報道されると、職場への復帰が事実上困難になるなど、社会生活上、重大な影響を被ることになるから、実名報道より、匿名報道の方が相当であるといえる。」「これに対し、実名を公表する理由に関しては、①刑事事件については、手続を密室化しないという社会的要請があること（刑事事件については、非公開を原則とする少年事件に関する少年法61条のような規定は設けられておらず、同規定の反対解釈からしても、一定の範囲で実名による報道が許容されているといえる。）、②Xは中学校教員であるところ、学校教育及び教員に関しては、教育基本法において、

「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって」（6条1項）、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならぬ」（9条1項）、「教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」（同条2項）と規定されていて、教員は、青少年を教育指導する立場にある者として、その身分が尊重されること等の反面、一般の公務員より一層高い倫理性が要求されており、これを保持すべき責務を負っていること、③このような教員としての特殊性からすれば、中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたということ（本件条例違反）は、仮にこれが事実であるとするれば、ある意味で、最も教員としての責務に反する行為であるとの評価も成り立ち得る性質の犯罪であること、④本件被疑事実により教員が逮捕されたということは、公共の利害に関する事実に係るものであって、一般に社会的な関心が高い事実であること、⑤報道機関は、公共の

利害に関する事実については、国民の知る権利にこたえるためにも、これを正確に報道することが求められているところ、報道の正確性・客観性を期するためには、匿名報道ではなく、被疑者の氏名を特定した実名報道の方が適当であること、などの点を考慮する必要がある。そして、これらの事情からすれば、本件被疑事実によりXが逮捕されたことを実名で報道すべき必要性も、十分に肯認することができる。」

「なお、本件において実名報道をすることが不法行為に該当しないとしても、実名報道によりXが被る不利益は非常に大きいものであるから、改めて言うまでもなく、Yらとしては、実名報道をするに際しては、Xが被る不利益について十分な配慮をする必要がある。したがって、報道の内容としては、もとより、逮捕されたという客観的な事実の伝達にとどめるべきであって、逮捕された者が当然に罪を犯したかのような印象を与えることがないように、節度を持って慎重に対処する必要がある。この点、Yにおいて本件被疑事実を報道するに際し、男性アナウンサーが、「あきれた。しかもよりによつ

て。」と発言したこと……などは、配慮に欠ける報道であったと指摘せざるを得ない。また、さきにも述べたように、逮捕された事実が一度実名で報道されると、後に、その事実について無実であったことが判明し、あるいは、起訴されずに手続が終了したような場合に、事後的に名誉を回復することは極めて困難であるから、このような観点からすれば、逮捕された事実を報道しておくながら、その後の手続経過（Xが本件被疑事件について起訴猶予処分とされた事実など。……）については、もはやニュースバリユーがないとしてこれを報道しないという姿勢にも、報道機関の在り方として考えるべき点があるように思われる。」

なお、以上の各判断は、最高裁で維持されている（最高裁平成21年2月12日決定・平成21年（オ）45号・平成21年（受）45号）。

3 問題点の考察……

本件は、法理論的には、実名報道による名誉

毀損ないしプライバシー侵害の有無が主要な争点となったものであり、第二審判決が、この種の報道のあり方について特に見解を述べた点においても特徴的なものであるが、学校教育としての観点からは、生徒と交際していた教員が淫行条例違反容疑で逮捕されたという点において、学校の管理体制が正面から問われる重大な問題を含むものである。

青少年保護育成条例、いわゆる淫行条例とは、各自自治体により名称や規制の内容が多少異なるが、概要、相手方が18歳未満であることを知りながら、専ら自己の性的欲望を満たすことを目的として性交渉等を行うこと（これが「淫行」の定義である）を、罰則をもって禁ずるものである。ちなみに、刑法では、13歳以上の被害者については、加害者が暴行または脅迫をもって抵抗を抑圧しなければ性犯罪が成立しないとされているため、淫行条例では、処罰の範囲が法律で規定されるよりも広くなっているわけであるが、青少年の保護という条例制定の目的からして、法理論上も合理的な規制方法であると解釈されている。

しかしながら、前記の淫行の定義で明らかなおとおり、淫行条例では18歳未満の相手方との性交渉等がすべて処罰の対象となるわけではなく、「専ら自己の性的欲望を満たすことを目的とした」場合のみが、淫行の定義に該当するものとされている。従って、例えば婚姻ないし婚約をしているなど、社会的に性交渉等が行われることが許容される関係に立つ者の間では、淫行条例違反は成立しない。本件のXも、Bと婚姻するつもりであり、淫行に該当しない旨を、逮捕当時から一貫して主張しており、Bも概ねこれに沿う供述をしていたようであるから、法理論的には、本件でのXの逮捕について、多少なりとも合理性が疑われる状況があったことは、否定できないところである。実際、Xが、報道機関に対する訴訟とは別に、Z県警を管轄するZ県を相手取って本件逮捕自体の違法性を主張した訴訟においては、結論として、県警による逮捕は「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があった」として、Z県に対する国家賠償請求が否定されたものの、XとBとの関係については、「Xが本件被疑事実を犯したこと

については、合理的な疑いを容れる余地があるというべきである」として、淫行として処罰することはできない旨の判示がされている（那覇地裁平成21年3月3日判決・平成19年（ワ）780号、福岡高裁那覇支部平成21年11月26日判決・平成21年（ネ）33号、最高裁平成22年6月4日決定・平成22年（受）475号）。このように、当事者が真摯な交際であることを一致して主張した場合、これを第三者が否定して淫行であると判断することは、現実には極めて難しく、このことは、当事者が教員と生徒であった場合についても同様である。従って、本件のように、教員が淫行条例違反容疑で逮捕され、しかし当事者が淫行であることを否定している場合には、学校としては極めて微妙な判断を迫られることとなる。

他方、教員と生徒との男女交際、特に性交渉を伴う交際の事実が、興味本位による関心を極めて強く呼び起こすものであるほか、淫行に当たるか否かを問わず、教員と生徒との交際自体について否定的な見解も、強く主張される可能性がある。これは、教育の過程で教員が生徒を

評価することから、男女関係にある教員と生徒については、他の生徒との関係も含めて、公正な評価が行われているかが一般的に疑われざるを得ないほか、生徒と教員との間には対等な関係がそもそも成立していないとの前提に立つとすると、優位な立場にある教員が自己の地位を利用して生徒を幻惑した疑いも、否定できなくなるためである。従って、この見解の下では、当事者間の関係が現に円満であるか否かではなく、当事者が男女関係となるに到った過程に問題性があると考えることになるため、男女交際をしていたという事実のみをもって、教員としての資質を否定すべきであるとの結論が導かれる。そして、この立場からすると、かかる教員を採用し、勤務させていた監督機関や学校管理者としての責任も、併せて問題とされる可能性が高い。

以上のことからすると、本件のような事件が発生した場合、学校としての現実的な対処としては、まず、生徒の安全と名誉とを守るための具体策を緊急に検討すべきであり、同時に、教員・生徒双方の主張をも検討の対象としなが

ら、学校としての今後の方針を学校の内外に対して誠実に表明するほかないであろう。

なお、事件が発生した場合には、学校に対して報道機関による取材が集中的に行われ、かかる過程で当事者およびその他の生徒や保護者について、人間関係の不必要な悪化や根拠のない中傷など、別種の被害や問題が生ずる恐れもないではない。

また、前述のとおり、性交渉等を伴う男女関係に関する事実は、興味本位に基づく関心を呼び起こしやすいものであるから、憶測や噂を交えた誤った情報が交錯する事態を厳に避ける必要がある。従って、報道機関への対応としては、できる限り学校としての窓口を一本化し、学校の認識や見解が報道機関に正確に伝わるような体制を整える一方、教員、生徒、および保護者等の関係者に対し、口止めをするという意味でなく、無責任な噂により二次被害が生ずることに対する注意喚起を行うべきである（星野豊&教育と法研究会『学校のための法律救急箱』54―57頁、158頁（学事出版、2010年）参照）。